

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 一
- 福島県職員公舎規則の一部を改正する規則 一
- 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 二
- 福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則 二
- 訓 令
- 福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 二

### 福島県人事委員会

- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 三
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 三
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 三

## 規 則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則、福島県職員公舎規則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第二十号

#### 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第二項第一号中「様式第四号」を「様式第二号」に改める。

第六条第三項中「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

第七条第一項第一号中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

第八条第二項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

別表第二保健福祉部の項中「福島県立総合衛生学院（衛生学）」を「福島県立総合衛生学院（衛生学）」に改める。

様式第四号を削り、様式第三号を様式第四号とし、様式第二号を様式第三号とし、様式第一号の次に次の様式を加える。

様式第二号（第5条の4、第7条関係）

その1（総括用）

備考 番号の前に総括名の約字を入れること。

その2（所用）

備考 番号の前に所名の約字を入れること。

### 附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県文書等管理規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（文書法務課）

### 福島県規則第二十一号

#### 福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則（昭和四十一年福島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

10 (借受公舎に係る入居料)  
第三十一条の借受けの方法により設置した公舎であつて、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町及び新地町の区域に設置したもの(災害応急対策等派遣職員が入居する公舎を除く。以下「借受公舎」という。)に係る入居料の月額は、第十二条第一項及び第十三条から第十六条の三までの規定にかかわらず、当該借受公舎の借受けに係る費用のうち当該借受公舎の家賃の月額に相当する額から、当該借受公舎に入居する職員を職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第九条の五第一項第一号に掲げる職員とみなした場合における同条第二項の規定による住居手当の額に相当する額を差し引いた額とする。

11 第十二条第一項及び第十三条から第十六条の三まで並びに前項の規定にかかわらず、職員が借受公舎に入居した月の入居料の月額は、同項に規定する入居料の月額に借受公舎の借受けに係る費用のうち当該借受公舎の家賃の月額に相当する額以外の費用(以下「借受費用」という。)(次項及び第十三項に規定する知事が必要と認める費用を除く。)に相当する額から福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十九号)第二十三条第二項に規定する規則で定める額を差し引いた額を加算した額とする。

12 第十二条第一項及び第十三条から第十六条の三まで並びに附則第十項の規定にかかわらず、借受費用が発生した月の翌月(職員が借受公舎に入居した月及び退居した月を除く。)の職員の借受公舎の入居料の月額は、同項に規定する入居料の月額に借受費用であつて当該発生した月に係るもののうち知事が必要と認める費用の額を加算した額とする。

13 第十二条第一項及び第十三条から第十六条の三まで並びに附則第十項の規定にかかわらず、職員が借受公舎を退居した月の入居料の月額は、同項に規定する入居料の月額に借受費用であつて当該職員が借受公舎を退居した月及びその前月に発生したもののうち知事が必要と認める費用の額を加算した額とする。

この規則は、公布の日から施行する。

(施設管理課)

**福島県規則第二十二号**

**福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(児童家庭課)

**福島県規則第二十三号**

**福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則**  
福島県調理師法施行細則(昭和三十四年福島県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

**訓 令**

**福島県訓令第九号**

本庁 機関  
出先 機関

福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

**福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令**

福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程(昭和四十七年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「文化スポーツ局」を「避難地域復興局、文化スポーツ局」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成二十五年三月二十二日から施行する。

(行政経営課)

**福島県人事委員会**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

福島県人事委員会  
委員長 大須賀 美智子

**福島県人事委員会規則第六号**

**職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の八中「移転」の下に「(外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣の終了により職務に復帰した職員、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され引き続き新たに

職員となつた職員又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号。以下「分限条例」という。）第二条第一号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職、採用又は復職）を加える。

第二十七条の五第二項第一号中「公益的法人等派遣条例」を「外国機関等派遣条例」第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例」に、「こと又は」を「こと、」に改め、「なつたこと」の下に「又は分限条例第二条第一号の規定による休職から復職したこと（以下「復職等」という。）を加え、「当該復職又は採用」を「当該復職等」に改める。

別表第一畜保健衛生所の項中「一」を「二」に改める。

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中「保健福祉事務所出張所長」を「保健福祉事務所出張所長」に、

「総合衛生学院教務部長」を「総合衛生学院教務部長」に、

「会津若松看護専門学校長」を「総合衛生学院教務部長」に、

「会津若松看護専門学校副学院長」を「総合衛生学院教務部長」に、

「土木事務所長」を「富岡土木事務所次長」に改め、同表警察の部警察本部の項中「総務監」を「警備監」に改める。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の部警察本部の項の改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

**福島県人事委員会規則第七号**

**市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

「南会津町立伊南小学校

別表第二南会津郡の項中 南会津町立伊南中学校 を「南会津町立伊南小学校」に、

南会津町立針生小学校

「南会津町立南郷中学校」を「南会津町立南会津中学校」に、「南会津町立檜沢小学校」

を「南会津町立松沢小学校」に改め、同表石川郡の項中 「平田村立小平中学校」を「平

田村立小平中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

**福島県人事委員会規則第八号**

**初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第十七の部の部二の項(20)中「職業能力開発高等学校」を「若しくは職業能力開発大  
学校の専門課程」に、「専門課程」を「特定専門課程」に改め、「特別高等訓練課  
程」の下に「並びに職業能力開発総合高等学校の旧専門課程」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

**福島県人事委員会規則第九号**

**職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「生活環境部生活環境総室」を「企画調整部避難地域復興局、生活  
環境部生活環境総室」に、「及び都市総室」を「、都市総室及び建築総室、地方振興局」  
に改める。

附則に次の一項を加える。

（東日本大震災に係る用地交渉等の特例）

18 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条第一項に規定す  
る居住制限者に賃貸又は転貸するために公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする事業又はこの事業に関連する事業（土  
地収用法第三条各号に掲げる事業を除く。）は、当分の間、条例第十四条第一項の人  
事委員会規則で定める事業とする。

附 則  
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（採用給与課）

